

| 制度全般について | |
|-----------|---|
| Q | 来年度以降も当事業は継続されるか？ |
| A | 当事業は、令和元年度から実施されたもので、これまでの実績を踏まえ今年度も継続して実施することとなりました。来年度以降の実施は決定していませんが、引き続き今年度の実績を踏まえて検討したいと考えています。 |
| Q | 法人ごとに支援対象は1件までか？ |
| A | 事業補助のため、認定基準を満たせば、一つの法人でも複数の事業が対象となります。 |
| Q | 審査の基準は？先着順になるのか？ |
| A | 認定基準は募集要領を参照してください。この事業は、予算の範囲内で補助するため、事業認定は申請の先着順となります。 |
| 対象経費等について | |
| Q | 試作品までの開発経費が対象なのか？ |
| A | 違います。試作品の提出が可能なおものであることが条件ですが、提出〆切までに実際に販売する商品として開発できた場合は、そこまでにかけた経費も対象となります。 |
| Q | 既存の商品ラインナップに新しく加える場合は対象となるのか？ |
| A | 対象となり得ます。ただし、対象となるには、当該商品パッケージやラベル等で、これまでの商品と異なり、ブランド品目を活用した新商品であることが明確にわかるように表記する必要があります。 |
| Q | 松山市産の農産物を活用するなら、ブランド品目以外でも対象となるか。 |
| A | 対象となりません。当事業はブランド品目の認知度向上を趣旨としています。 |
| Q | 自前の店舗での販売のみを対象としている場合は、対象となるか。 |
| A | 対象となりません。商品化後は、パッケージ化された商品が複数の販売ルートで流通することを前提としています。 |
| Q | いつからいつまでが補助対象経費となるのか。 |
| A | 事業認定を受けた日から、事業完了日までに支出したものが対象となります。（事業完了日までに実際の支払いをしたことを証明するものを実績報告書へ添付する必要があります。）事業完了日は必ず、商品販売開始日と同日、もしくは以前の日となります。 |
| Q | 昨年度から開発を進めている商品があるが、補助対象となるか。 |
| A | 補助対象となりますが、新規に開発を進める場合と同じ要件が適用され、審査も同様に受けて頂く必要があります。また、補助対象経費は、事業認定を受けた日から、事業完了日までに支出したものが対象となることに変わりはなく、開発当初にさかのぼって、補助対象経費を認定することはありません。 |
| Q | 商品開発費とは？具体的には？ |
| A | 試作品をつくるための原材料調達費、パッケージデザインなどを製作する際のデザイン費（委託料）、外部のバイヤーや専門家にアドバイス等もらった際の謝礼（報償費）、加工を外部に発注した際の加工賃、など |
| Q | 事務費とは？具体的には？ |
| A | 試作品を展示会等に出店した際の会場使用料や出展料・送料、商品ラベルなどを製作した際の印刷製本費、など |
| Q | 経費のうち、対象外は？ |
| A | 社員の人件費、事務所や工場など不動産の賃借料、試作品製作以外にも活用している器具の導入費や維持管理料など、当該事業以外にもかかる経費であって、当然に当該法人が負担すべき経費 また、営業活動のための旅費・交通費や飲食代、消費税及び地方消費税などの各種税金、振込手数料等。 |
| Q | 試作品をつくる過程でかかった経費のうち、試作が失敗した際の原材料費なども対象となるか？ |
| A | 商品化が可能な試作品を作るにあたって、必要な経費であると認められる場合は対象となりえます。 |

| | |
|----------|--|
| Q | ブランド認定団体から調達可能な量や調達コストを知りたい。 |
| A | 事前相談の段階で、調達したい量などを教えていただき、情報を整理したうえで、ブランド協議会事務局から各認定団体に照会いたします。 |
| Q | 報償費が高額でも問題ないのか？ |
| A | 商品開発（試作品製作）に必要な経費であれば対象となりますが、状況によって別途説明書等の提出をいただく場合があります。 |
| Q | 製造設備等機器の導入は補助金対象となるか？また、機器のリース料金や機器の更新費用は対象となるか？ |
| A | 新商品開発に必要な不可欠な機能を追加するため更新は対象となります。ただし、PC・タブレットなど他の用途でも活用可能な汎用性の高いものは対象外です。また、リースも可能ですが、リース契約が交付決定日以降である必要があります。 |
| Q | 開発の一部を委託してもいいのか？（委託料の上限額はないのか？） |
| A | 委託料も補助の対象となります。委託料割合の上限は定めていません。 |
| Q | 振込手数料は補助対象となるか？ |
| A | 対象となりません。また、代引き手数料等、経費の支払いに係る手数料にあたるものは、対象経費とはなりません。 |
| Q | 試作品製作用に調達した原材料に残量が発生した場合、この購入費は補助対象となるのか？ |
| A | 対象となります。試作品をつくるにあたり、当初想定していた量よりも原材料が少なく済む場合も想定されるため、対象となり得ます。 |
| Q | 他の企業がすでに開発し市場にでている商品について、対象となるか？ |
| A | 「独自性・新規性」が認められることを認定基準としていますが、既に類似の商品が先行して販売されている場合でも、当該法人の新商品（もしくは新しいラインナップ）であり、商品パッケージや対象市場、販売先などで独自性や新規性が認められれば対象となります。 |
| 手続き面について | |
| Q | 補助対象経費の確認の方法は？領収書は写しでいいのか？レシートは可能か？ |
| A | 領収書の写しに税抜き金額がわかる資料（レシート等）を添えて実績報告時に提出いただきます。領収書に変えて、銀行振り込み明細の写しでも可です。 |
| Q | 経費の支払い方法は、現金払いや小切手、手形も可能か？ |
| A | 領収書等で経費と用途が確認できれば支払い方法は限定していません。ただし、2022年2月28日までに決済される必要があります。 |
| Q | 補助金はいつ受け取れるか？前金払い、概算払いは可能か？ |
| A | 原則、事業完了後に実績報告を確認した後に補助金を支払います。実績報告は随時受付しています。 |
| Q | 申請書類等の様式はどこでもらえるのか？ |
| A | ブランド協議会のHPからダウンロードするほか、必要があればブランド協議会事務局（松山市農水振興課）からメールで送信します。 |
| Q | 申請時、何を提出するのか？ |
| A | 募集要領および交付要綱を参照してください。 |
| Q | 新商品を必ず完成させなければならないか？ |
| A | 試作品を2022年2月末までに提出いただくことが条件となります。実際の商品の販売が、それ以降になることは差し支えありません。 |
| Q | 事業認定後、年度内に試作品が提出できないことが判明した場合、どうするのか？ |
| A | 想定された時点で、事業の見直しを行い変更申請を提出するか中止届を提出してください。※交付要綱第9条 参照 |
| Q | 事業認定後、試作品が完成しなかった場合（2022年2月末までに提出できなかった場合）は補助対象とならないのか？ |
| A | 支援要件を満たさなかったとして補助対象となりません。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。 |